

現行制度の要件

- ・ **所得制限あり**（年収約370万円以下が対象）
- ・ 肝がん・重度肝硬変の**入院医療のみ**が対象（通院は対象外）
- ・ 公費による助成の対象となるのは、**入院4月目以降**であって高額療養費制度を適用した後の自己負担額(※1)
- ・ **患者の自己負担が月額1万円となるよう**高額療養費の限度額と1万円との差額を公費で**助成**。

※1：入院で過去1年間で高額療養費の限度額を超えた月が既に3月以上ある場合に、入院4月目以降に高額療養費の限度額を超えた月に係る医療費に対し、公費負担を行う。

見直し（案）

1. 通院治療の対象化について（新規）

- 「分子標的薬を用いた化学療法」又は「肝動注化学療法」による通院治療(※2)を本事業の対象に追加します。(※3)
 - ※2：「肝動注化学療法」を通院治療で行うケースは少ないことから簡略化のため、この説明資料では以下「分子標的薬を用いた化学療法」とのみ記載しますが、「肝動注化学療法」も同様の扱いですので、御留意下さい。
 - ※3：通院により「分子標的薬を用いた化学療法」を導入するに当たり、通常、まず入院によりこの療法を行い、副作用の有無の確認等がなされた後、通院による治療が開始されますが、この導入の際の入院治療は、その後の通院治療に必要なものですので、本事業においては、通院治療と一体のものとして取扱います。
- 助成や月数要件のカウントの際に対象となる通院治療の医療費は「外来診療に係る費用」と「薬剤に係る費用」です。

2. 対象月数の短縮について（要件変更）

- 1か月間の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の対象となる医療費が高額療養費の限度額を超えた対象月数が助成月を含み過去12か月以内に3回以上(※4)ある場合に助成します。
 - ※4：要件変更前は4回以上。
- 3回以上をカウントする際の入院と通院の組み合わせは問いません。
 - ①入院、②入院、③入院 ・ ①入院、②入院、③通院 ・ ①入院、②通院、③入院
 - ①通院、②通院、③通院 ・ ①通院、②通院、③入院 ・ ①通院、②入院、③通院 など

⇒上記の見直しを行った上で、本事業の**対象医療について、高額療養費の限度額を超えた入院又は通院に係る3月目以降の患者の自己負担額が1万円となるよう、公費助成**します。

要件を満たす対象月数のカウント方法について

○基本的な考え方

1 か月間の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の対象となる医療費が高額療養費の限度額（高療）を超えた場合、要件を満たした月数としてカウントします。

○具体的なカウント方法

① 1 か月間に患者が受けた治療が入院のみの場合

入院医療に係る費用が高療を超えた場合カウントします。

② 1 か月間に患者が受けた治療が「分子標的薬を用いた化学療法」による通院のみの場合

保険医療機関の外来診療に係る費用と保険薬局の調剤に係る費用の合計額が高療を超えた場合カウントします。

③ 1 か月間に患者が受けた治療が「分子標的薬を用いた化学療法」の導入のための入院と「分子標的薬を用いた化学療法」による通院の場合

当該入院と通院に係る費用の合計額が高療を超えた場合カウントします。

助成の方法について

○入院医療に係るもの

これまでどおり、原則、窓口での現物給付です。

○通院医療に係るもの

後日、患者が都道府県に対し償還払いの請求を行いますので、これまでどおり、窓口では一部負担金（3割等の金額）を徴収してください。

〔参考〕同じ月に入院（「分子標的薬を用いた化学療法」の導入のための入院）と通院が生じた場合で当該一部負担金の合計額が高額療養費の限度額を超えている場合の患者への助成額（償還額）の計算方法

- ① 入院が高額療養費の限度額を超えている場合⇒入院に係る現物給付の窓口処理後の自己負担額1万円と通院に係る一部負担金の額を用いて計算します。
- ② 入院が高額療養費の限度額を超えていない場合⇒入院に係る一部負担金の額と通院に係る一部負担金の額を用いて計算します。

医療記録票について

○助成の可否は、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に係る1 か月間の全ての医療機関等の医療費の合計額が高額療養費の限度額を超えるかどうかで判断しますので、対象となる医療費については、患者負担が21,000円未満※であっても全て記載してください。

※70歳未満の場合、保険法令上、自己負担額が高額療養費の限度額を超えるかどうかを判断する際の金額には、1つの医療機関に係る1か月の自己負担額の合計額が21,000円以上でないとの他の医療機関の自己負担額と合算することが出来ません。例えば、通院について、受診に係る自己負担額が1回目15,000円、2回目10,000円のと、2回分の合計額が25,000円となるため他の医療機関の自己負担額と合算可能となりますが、2回分の自己負担額の記載が無いと合計額が25,000円であることが判断できなくなるため、対象となる医療費は全て記載してください。

○基礎情報の記載例

医療記録票の記載例①（基礎情報の記載例）

保険薬局向け

医療機関で記載

(参考)

健康保険証等に記載されている患者の情報を記載。

(検討中)

別紙様式例 6-1 (改:案) 表面

医療記録票（肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業）

患者の方へのお願い	肝がん又は重度肝硬変に係る治療を受けた場合には、この医療記録票を保険医療機関又は保険薬局の窓口忘れずに提示してください。また、都道府県に償還払いの請求を行う場合は、この医療記録票の写しを請求書に添付してください。				
氏名	〇〇 〇〇	性別	〇	生年月日	S 〇 年 〇 月 〇 日
住所	東京都千代田区〇〇-〇〇-〇				
保険種別 (変更時)	B健康保険組合	保険者番号 (変更時)	IJKL-MNOP	被保険者証の記号・ 番号 (変更時)	765-43210
A欄	高額療養費 算定基準額	①入院	57,600	②多数回該当の場合	44,400
		③外来	57,600		

患者の適用区分に応じた上限額（高額療養費算定基準額）を記載。

年齢区分	所得区分（限度額適用認定証等における適用区分）	自己負担割合	ひと月の上限額（世帯ごと） 【多数回該当】	
			外来（個人ごと）	
70歳未満	工 ～年収約370万円 健保：標報26万円以下 国保：旧ただし書き所得210万円以下	30%	-	57,600円 【多44,400円】
	才 住民税非課税者	30%	-	35,400円 【多24,600円】
70歳以上 75歳未満	Ⅲ（一般所得） 年収約156万～約370万円 標報26万円以下 課税所得145万円未満等	20%	18,000円 (年14万4千円)	57,600円 【多44,400円】
	Ⅱ（低所得Ⅱ） 住民税非課税世帯	20%	8,000円	24,600円
	Ⅰ（低所得Ⅰ） 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	20%	8,000円	15,000円
75歳以上	Ⅲ（一般所得） 年収約156万～約370万円 標報26万円以下 課税所得145万円未満等	10%	18,000円 (年14万4千円)	57,600円 【多44,400円】
	Ⅱ（低所得Ⅱ） 住民税非課税世帯	10%	8,000円	24,600円
	Ⅰ（低所得Ⅰ） 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	10%	8,000円	15,000円

○月数カウント欄の記載例

○ B欄に診療月を含む過去12か月以内に○印が3個以上ある場合、本事業の助成対象となります。

・以下の例では、R4年4月に係る助成の可否を判断する場合、4月の○印と4月を含めて遡った12か月以内にR3年10月及び12月の○印で3個に達するため助成対象となります。

A欄	高額療養費 算定基準額	①入院 57,600	②多数回該当の場合 44,400	③外来 57,600																							
B欄	8月	9月	10月 ○入	11月	12月 ○入	1月	2月	3月	4月 ○入+外	5月 ○外	6月	7月 ○入	8月	9月	10月	11月	12月	R5年									
医療実績記載欄（◇は医療機関記載欄、◆は保険薬局記載欄）																											
入院・通院日				医療機関名、保険薬局名				分子標的薬等に係る治療の場合○印		特記事項がある場合○印		① 関係医療の医療費総額（10割分）		② 関係医療の自己負担額（3割等）		③ 月間累計（②の月間累計）		④ ※1		⑤ 関係医療の自己負担額（3割等）		⑥ 月間累計（⑤の月間累計）		⑦ 窓口支払額		⑧ 他公費負担医療の支払額	
R3/10/5				R3/10/25				〇〇病院						210,000		63,000		63,000		〇				57,600		〇	

(1)入院単独で基準額を超えた場合の例（(3)の場合を除く）

（参考）

③欄の1月間の累計額がA欄の基準額を超えた場合④欄に○印を記載し、B欄に「○入」と記載してください。

(2)通院単独で基準額を超えた場合の例（(3)の場合を除く）

③欄の1月間の累計額がA欄の基準額を超えた場合④欄に○印を記載し、B欄に「○外」と記載してください。

(3)同じ月の分子標的薬に係る入院と通院の合計が基準額を超える場合の例

入院と通院それぞれの③欄の1月間の累計額の合計額（⑤欄）がA欄の基準額を超える場合、B欄に「○入+外」と記載してください。

保険薬局に関連する内容はP. 12に詳述しています。

○入院+通院の記載例〔1〕

R4年4月に入院1回と通院1回〔外来診療費と薬剤費〕の合計額が高額療養費算定基準額を超えて、助成対象となる場合の記載例

（記載例は本紙を除き4枚に分かれています。）

P. 12に詳述

日欄	R3年				R4年								R5年													
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月		
			○入		○入				○入+外																	
医療実績記載欄（◇は医療機関記載欄、◆は保険薬局記載欄）													入院【現物給付（原則）】				通院（保険薬局含む）【償還払い】									
◇	◇	◆	◇◆		◇	◇	◆◆	◆	◆	◆	◆	◆◆	◆◆	◆◆	◆◆	◆◆	◆◆	◆◆	◆◆	◆◆	◆◆	◆◆	◆◆	◆		
入院・通院日	退院日	調剤日	医療機関名、保険薬局名		分子標的薬等に係る治療の場合○印	特記事項がある場合○印	① 関係医療の医療費総額（10割分）	② 関係医療の自己負担額（3割等）	③ 月間累計（②の月間累計）	④ ※1	② 関係医療の自己負担額（3割等）	③ 月間累計（②の月間累計）	④ ※2	⑤ 同じ月に入院欄の③と通院欄の②の記載がある場合は、その合計額を記載 ※3	⑥ 窓口支払額	他費負担医療の支払額										
R3/3/10/25			〇〇病院				210,000	63,000	63,000	○														57,600	0	
R3/12/30			〇〇病院				210,000	63,000	63,000	○															57,600	0
R4/4/3	R4/4/7		〇〇病院		○		100,000	30,000	30,000																30,000	0
R4/4/8			〇〇病院		○		72,000				21,600	21,600		51,600	21,600										85,200	0
		R4/4/8	□□薬局				112,000				33,600	55,200			33,600										0	

P. 10に詳述

P. 11に詳述

P. 12に詳述

医療記録票の記載例④-1 (入院+通院の記載例〔1〕)

保険薬局向け

入院1回目

医療機関で記載

(参考)

患者が窓口で支払った額を記載します。

A欄	高額療養費 算定基準額	①入院	57,600	②多数回該当の場合	44,400	③外来	57,600
----	----------------	-----	--------	-----------	--------	-----	--------

B欄	R3年					R4年						R5年										
	8月	9月	10月 〇入	11月	12月 〇入	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月

医療実績記載欄 (◇は医療機関記載欄、◆は保険薬局記載欄)

医療実績記載欄 (◇は医療機関記載欄、◆は保険薬局記載欄)							入院【現物給付(原則)】				通院(保険薬局含む)【償還払い】				公費負担医療の 支払額
◇	◇	◆	◆◆	◇	◇	◆◆	◇	◇	◇	◆◆	◆◆	◆◆	◆◆	◆◆	
入院・ 通院日	退院日	調剤日	医療機関名、保険薬局名	分子標的 薬等に係 る治療の 場合〇印	特記事項 がある 場合〇印	① 関係医療の 医療費総額 (1〇割分)	② 関係医療の 自己負担額 (3割等)	③ 月間累計 (②の月間累計)	④ ※1	② 関係医療の 自己負担額 (3割等)	③ 月間累計 (②の月間累計)	④ ※2	⑤ 同じ月に入院欄の② と通院欄の③の記載 がある場合は、その 合計額を記載 ※3	⑥ 窓口支払額	◇
R3/10/5	R3/10/25		〇〇病院			210,000	63,000	63,000	〇					57,600	0
R3/12/2	R3/12/30		〇〇病院			210,000	63,000	63,000	〇					57,600	0
R4/4/3	R4/4/7		〇〇病院	〇		100,000	30,000	30,000						30,000	0

入院医療の場合、緑色部分が記載の対象欄となります。

分子標的薬の導入に係る入院の場合、医療機関において〇印を記載してください。
 ・会計担当者が記載する場合は、医師に確認する等により対応してください。

上記の例の場合、4月分の入院医療費30,000円がA欄①入院の基準額57,600円未満であり、この時点では、カウントの対象となりません。

医療記録票の記載例④-1 (入院+通院の記載例〔1〕)

保険薬局向け

通院1回目〔外来診療〕

医療機関で記載

(参考)

A欄	高額療養費 算定基準額	①入院	57,600	②多数回該当の場合	44,400	③外来	57,600
----	----------------	-----	--------	-----------	--------	-----	--------

B欄	R3年			R4年												R5年					
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
			○入		○入																

患者が窓口で支払った額を記載します。

医療実績記載欄 (◇は医療機関記載欄、◆は保険薬局記載欄)				入院【現物給付(原則)】				通院(保険薬局含む)【償還払い】				窓口支払額		自己負担医療費	
入院・通院日	退院日	調剤日	医療機関名、保険薬局名	分子標的薬等に係る治療の場合○印	特記事項がある場合○印	①関係医療の医療費総額(10割分)	②関係医療の自己負担額(3割等)	③月間累計(②の月間累計)	④※1	②関係医療の自己負担額(3割等)	③月間累計(②の月間累計)	④※2	⑤同じ月に入院欄の③と通院欄の③の記載がある場合は、その合計額を記載※3	⑥窓口支払額	自己負担医療費
R3/10/5	R3/10/25		〇〇病院			210,000	63,000	63,000	○					57,600	0
R3/12/2	R3/12/30		〇〇病院			210,000	63,000	63,000	○					57,600	0
R4/4/3	R4/4/7		〇〇病院	○		100,000	30,000	30,000						30,000	0
R4/4/8			〇〇病院	○		72,000	21,600	21,600		21,600	21,600		51,600	21,600	0

通院医療の場合、黄色部分が記載の対象欄となります。

- 分子標的薬に係る通院の場合、医療機関において○印を記載してください。
- 会計担当者が記載する場合は、医師に確認する、処方箋に記載されている分子標的薬の処方の有無により確認する等により対応してください。

上記の例の場合、4月分の通院医療費21,600円がA欄②外来の基準額57,600円未満であり、この時点では、カウントの対象となりません。

また、同じ4月に「分子標的薬に係る治療の場合○印」欄に○印がある入院医療費の記載がありますので、⑤欄に当該医療費30,000円と通院医療費21,600円の合計額51,600円を記載してください。4月分の分子標的薬に係る入院と通院の合計額が51,600円であり、A欄①入院の基準額57,600円未満であり、この時点では、カウントの対象となりません。

医療記録票の記載例④-1 (入院+通院の記載例〔1〕)

保険薬局向け

通院1回目〔保険薬局〕

保険薬局で記載

A欄	高額療養費 算定基準額	①入院 : 57,600	②多数回該当の場合 : 44,400	③外来 : 57,600	カウント3回目																																	
B欄	<table border="1"> <tr> <th colspan="3">R3年</th> <th colspan="5">R4年</th> <th colspan="3">R5年</th> </tr> <tr> <td>8月</td><td>9月</td><td>10月 〇入</td> <td>11月</td><td>12月 〇入</td> <td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td> <td>4月 〇入+外</td> <td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td> <td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td> <td>11月</td><td>12月</td> <td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td><td>4月</td><td>5月</td> </tr> </table>					R3年			R4年					R5年			8月	9月	10月 〇入	11月	12月 〇入	1月	2月	3月	4月 〇入+外	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
R3年			R4年					R5年																														
8月	9月	10月 〇入	11月	12月 〇入	1月	2月	3月	4月 〇入+外	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月																	

患者が窓口で支払った額を記載します。

医療実績記載欄 (◇は医療機関記載欄、◆は保険薬局記載欄)										入院【現物給付(原則)】				通院(保険薬局含む)【償還払い】				窓口支払額		負担医療の支払額
入院・通院日	退院日	調剤日	医療機関名、保険薬局名	分子標的薬等に係る治療の場合〇印	特記事項がある場合〇印	① 関係医療の医療費総額(10割分)	② 関係医療の自己負担額(3割等)	③ 月間累計(②の月間累計)	④ ※1	⑤ 関係医療の自己負担額(3割等)	⑥ 月間累計(⑤の月間累計)	⑦ ※2	⑧ 同じ月に入院欄の③と通院欄の⑥の記載がある場合は、その合計額を記載 ※3	⑨ 窓口支払額						
R3/10/5	R3/10/25		〇〇病院			210,000	63,000	63,000	〇					57,600	0					
R3/12/2	R3/12/30		〇〇病院			210,000	63,000	63,000	〇					57,600	0					
R4/4/3	R4/4/7		〇〇病院	〇		100,000	30,000	30,000						30,000	0					
R4/4/8			〇〇病院	〇		72,000				21,600	21,600		51,600	21,600	0					
		R4/4/8	□□薬局			112,000				33,600	55,200		85,200	33,600	0					

保険薬局では◆の部分、この図ではオレンジ色部分が記載の対象欄となります。

同じ4月に「分子標的薬に係る治療の場合〇印」欄に〇印がある医療費の記載がありますので、⑤欄に入院医療費30,000円、通院医療費21,600円、調剤関係費用33,600円の合計額85,200円を記載してください。

上記の例の場合、4月分の分子標的薬に係る入院と通院の合計額85,200円がA欄①入院の基準額57,600円以上でありカウントの対象となりますので、B欄に「〇入+外」と記載してください。

4月分がカウントの対象となり、B欄に4月分を含む過去12か月以内に〇印が3個以上あるため、助成の対象となり、都道府県に償還払いの請求をすれば助成が受けられるので、患者へ案内してください。

保険薬局に関連する内容はP. 16に詳述しています。

○入院+通院の記載例〔2〕

(入院単独でも高額療養費算定基準額を超えている例)

R4年8月の分子標的薬の導入に係る入院1回が高額療養費算定基準額を超えたことで助成対象となり、その後の分子標的薬に係る通院1回〔外来診療費と薬剤費〕も助成対象となる場合の記載例

(記載例は本紙を除き4枚に分かれています。)

B欄	R3年				R4年							R5年													
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
			○入		○入				○入+外	○外		○入	○入+外												
医療実績記載欄 (◇は医療機関記載欄、◆は保険薬局記載欄)													入院 (1日給付(原則))				通院 (保険薬局含む) (償還払い)								
◇	◇	◇	◇						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	
入院・通院日	退院日	調剤日	医療機関名、保険薬局名		分子標的薬等に係る治療の場合○印	特記事項がある場合○印	関係医療の医療費総額(10割分)	関係医療の自己負担額(3割等)	合計(※1)	関係医療の自己負担額(3割等)	月間累計(※2の月間累計)	※2	同じ月に入院欄の⑤と通院欄の⑬の記載がある場合は、その合計額を記載 ※3	窓口支払額	他公費負担医療の支払額										
R3/10/5	R3/10/25		○○病院				210,000	63,000	63,000	0				57,600	0										
R3/12/2	R3/12/30		○○病院				210,000	63,000	63,000	0				57,600	0										
R4/4/3	R4/4/7		○○病院		○		100,000	30,000	30,000					30,000	0										
R4/4/8		R4/4/8	○○病院		○		20,000				6,000	6,000	36,000	6,000	0										
			□□薬局				112,000				33,600	39,600	69,600	33,600	0										
			○○病院		○		20,000				6,000	6,000	6,000	6,000	0										
			□□薬局				112,000				33,600	39,600	33,600	33,600	0										
			○○病院		○		20,000				6,000	45,600	6,000	6,000	0										
		R4/5/25	□□薬局								33,600	79,200	33,600	33,600	0										
R4/7/1	R4/7/29		○○病院				10,000	63,000	63,000	0				10,000	0										
R4/8/7	R4/8/20		○○病院		○		210,000	63,000	63,000	0				10,000	0										
R4/8/22			○○病院		○		72,000				21,600	21,600	84,600	21,600	0										
		R4/8/22	□□薬局				112,000				33,600	55,200	118,200	33,600	0										

P. 16に詳述

P. 15に詳述

P. 14に詳述

P. 14に詳述

P. 15に詳述

P. 16に詳述

医療記録票の記載例④-2 (入院+通院の記載例〔2〕)

保険薬局向け

入院1回目

(入院単独でも高額療養費算定基準額を超えている例)

医療機関で記載

A欄		①入院		②多数回該当の場合		③外来										
高額療養費算定基準額		57,600		44,400		57,600										
B欄																
R3年			R4年						R5年							
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
		○入		○入				○入+外	○外		○入	○入				

医療実績記載欄 (◇は医療機関記載欄、◆は保険薬局記載欄)										入院【現物給付(原則)】			通院(保険薬局含む)【償還払い】			窓口支払額		旧医療の△額
入院・通院日	退院日	調剤日	医療機関名、保険薬局名	分子標的薬等に係る治療の場合○印	特記事項がある場合○印	① 関係医療の医療費総額(10割分)	② 関係医療の自己負担額(3割等)	③ 月間累計(②の月間累計)	④ ※1	⑤ 関係医療の自己負担額(3割等)	⑥ 月間累計(⑤の月間累計)	⑦ ※2	⑧ 同じ月に入院欄の③と通院欄の⑥の記載がある場合は、その合計額を記載※3	⑨ 窓口支払額				
R3/10/5	R3/10/25		〇〇病院			210,000	63,000	63,000	○					57,600	0			
R3/12/2	R3/12/30		〇〇病院			210,000	63,000	63,000	○					57,600	0			
R4/4/3	R4/4/7		〇〇病院	○		100,000	30,000	30,000						30,000	0			
R4/4/8		R4/4/8	〇〇病院 □□薬局	○ ○		20,000 112,000				6,000 33,600	6,000 39,600		36,000 69,600	6,000 33,600	0			
R4/5/3		R4/5/3	〇〇病院 □□薬局	○ ○		20,000 112,000				6,000 33,600	6,000 39,600			6,000 33,600	0			
R4/5/25		R4/5/25	〇〇病院 □□薬局	○ ○		20,000 112,000				6,000 33,600	45,600 79,200	○		6,000 33,600	0			
R4/7/5	R4/7/29		〇〇病院			210,000	63,000	63,000	○					10,000	0			
R4/8/7	R4/8/20		〇〇病院	○		210,000	63,000	63,000	○					10,000	0			

(参考)

カウント6回目

患者が窓口で支払った額を記載します。

入院医療の場合、緑色部分が記載の対象欄となります。

- 分子標的薬の導入に係る入院の場合、医療機関において○印を記載してください。
- ・会計担当者が記載する場合は、医師に確認する等により対応してください。

上記の例の場合、8月分の入院医療費63,000円がA欄①入院の基準額57,600円以上であり、この時点で、カウントの対象となり、カウントの回数も3回目以上であるため、助成対象となります。

- カウントの対象となった場合、医療機関において、2か所に○印を記載してください。
- ・B欄については、入院であることが分かるように「○入」と記載してください。

B欄に診療月を含む過去12か月以内に○印が3個以上ある場合で、入院単独で助成対象となった場合は、原則、現物給付となるため、患者の窓口負担額は10,000円となります。

医療記録票の記載例④-2 (入院+通院の記載例〔2〕)

保険薬局向け

通院1回目〔外来診療〕

(入院単独でも高額療養費算定基準額を超えている例)

医療機関で記載

(参考)

A欄	高額療養費算定基準額	①入院	57,600	②多数回該当の場合	44,400	③外来	57,600	カウント6回目															
B欄	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
			○入	○入									○入+外										

医療実績記載欄 (◇は医療機関記載欄、◆は保険薬局記載欄)			入院【現物給付(原則)】				通院(保険薬局含む)【償還払い】				同月に入院欄の⑤と通院欄の⑥の記載がある場合は、その合計額を記載 ※3	窓口支払額	自己負担額				
入院・通院日	退院日	調剤日	医療機関名、保険薬局名	分子標的薬等に係る治療の場合○印	特記事項がある場合○印	① 関係医療の医療費総額(10割分)	② 関係医療の自己負担額(3割等)	③ 月間累計(②の月間累計)	④ ※1	② 関係医療の自己負担額(3割等)				③ 月間累計(②の月間累計)	④ ※2		
R3/10/5	R3/10/25		○病院			210,000	63,000	63,000	○							57,600	0
R3/12/2	R3/12/30		○病院			210,000	63,000	63,000	○							57,600	0
R4/4/3	R4/4/7		○病院			100,000	30,000	30,000								30,000	0
R4/4/8		R4/4/8	○病院	○		20,000				6,000	6,000				6,000	0	
			□薬局			112,000				33,600	39,600				69,600	33,600	0
R4/5/3			○病院	○		20,000				6,000	6,000				6,000	0	
		R4/5/3	□薬局			112,000				33,600	39,600				33,600	0	
R4/5/25			○病院	○	○	20,000				6,000	45,600				6,000	0	
		R4/5/25	□薬局			112,000				33,600	79,200	○			33,600	0	
R4/7/5	R4/7/29		○病院			210,000	63,000	63,000	○							10,000	0
R4/8/7	R4/8/20		○病院			210,000	63,000	63,000	○							10,000	0
R4/8/22			○病院	○		72,000	21,600	21,600	○	21,600	21,600	○		84,600	21,600	0	

患者が窓口で支払った額を記載します。

通院医療の場合、黄色部分が記載の対象欄となります。

分子標的薬に係る通院の場合、医療機関において○印を記載してください。
 ・会計担当者が記載する場合は、医師に確認する、処方箋に記載されている分子標的薬の処方の有無により確認する等により対応してください。

上記の例の場合、同じ8月分に「分子標的薬に係る治療の場合○印」欄に○印がある入院医療費の記載がありますので、⑤欄に当該医療費63,000円と通院医療費21,600円の合計額84,600円を記載してください。

また、同じ8月分の分子標的薬に係る入院が既に助成対象となっていることから、通院に係る医療費についても助成の対象となるため、B欄に「○入+外」と記載してください。(既に「○入」と記載されている場合は、「+外」を追加してください。)
 なお、通院に係る医療費については、償還払いとなりますので、窓口では自己負担額(3割等：上記の例では21,600円)を徴収し、都道府県に償還払いの請求をすれば助成が受けられる旨を患者に案内してください。
 処方箋が発行される場合は、保険薬局での薬剤費を含め、償還払いの請求が出来る旨を患者に案内してください。

医療記録票の記載例④-2 (入院+通院の記載例〔2〕)

保険薬局向け

通院1回目〔保険薬局〕

(入院単独でも高額療養費算定基準額を超えている例)

保険薬局で記載

A欄		高額療養費算定基準額		①入院		57,600		②多数回該当の場合		44,400		③外来		57,600		カウント6回目														
B欄		R3年							R4年							R5年														
		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月					
		〇入							〇入+外							〇入+外														
医療実績記載欄 (◇は医療機関記載欄、◆は保険薬局記載欄)		入院・通院日		退院日		調剤日		医療機関名、保険薬局名		分子標的薬等に係る治療の場合〇印		特記事項がある場合〇印		関係医療の医療費総額(10割分)		関係医療の自己負担額(3割等)		月間累計(②の月間累計)		※1		関係医療の自己負担額(3割等)		月間累計(②の月間累計)		※2		同じ月と通院欄がある場合は、その合計額を記載 ※3		
	R3/10/5	R3/10/25					〇〇病院							210,000	63,000	63,000	〇												57,600	0
	R3/12/2	R3/12/30					〇〇病院							210,000	63,000	63,000	〇												57,600	0
	R4/4/3	R4/4/7					〇〇病院	〇						100,000	30,000	30,000													30,000	0
	R4/4/8						〇〇病院	〇						20,000															6,000	0
							□□薬局							112,000															33,600	0
	R4/5/3						〇〇病院	〇						20,000															6,000	0
							□□薬局							112,000															33,600	0
	R4/5/25						〇〇病院	〇	〇					20,000															6,000	0
							□□薬局							112,000															33,600	0
	R4/7/5	R4/7/29					〇〇病院							210,000	63,000	63,000	〇												10,000	0
	R4/8/7	R4/8/20					〇〇病院	〇						210,000	63,000	63,000	〇												10,000	0
	R4/8/22						〇〇病院	〇						72,000															21,600	0
							□□薬局							112,000															33,600	0
																													55,200	0
																													118,200	0

患者が窓口で支払った額を記載します。

保険薬局では◆の部分、この図ではオレンジ色部分が記載の対象欄となります。

上記の例の場合、同じ8月分に「分子標的薬に係る治療の場合〇印」欄に〇印がある入院医療費と通院医療費の記載がありますので、⑤欄に当該医療費63,000円、通院医療費21,600円、調剤関係費用33,600円の合計額118,200円を記載してください。

上記の例の場合、同じ8月分の分子標的薬に係る入院が既に助成対象となっていることから、通院に係る医療費についても助成の対象となるため、B欄に「〇入+外」の記載がない場合は、「〇入+外」と記載してください。

なお、通院に係る医療費については、償還払いとなりますので、窓口では自己負担額(3割等：上記の例では33,600円)を徴収し、都道府県に償還払いの請求をすれば助成が受けられる旨を患者に案内してください。

保険薬局に関連する内容はP. 19、P. 21、P. 22に詳述しています。

○通院の記載例

R4年5月に通院2回〔外来診療費と薬剤費〕の合計額が高額療養費算定基準額を超えて、助成対象となる場合の記載例

（記載例は本紙を除き5枚に分かれています。） P. 21に詳述

日欄	R3年					R4年							R5年												
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
			○入		○入				○入+分	○外															
医療実績記載欄（◇は医療機関記載欄、◆は保険薬局記載欄）													入院【現物給付（原則）】			通院（保険薬局含む）【償還払い】									
◇	◇	◆	◇◆		◇	◇	◆◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
入院・通院日	退院日	調剤日	医療機関名、保険薬局名		分子標的薬等に係る治療の場合○印	特記事項がある場合○印	① 関係医療の医療費総額（10割分）	② 関係医療の自己負担額（3割等）	③ 月間累計（②の月間累計）	④ ※1	② 関係医療の自己負担額（3割等）	③ 月間累計（②の月間累計）	④ ※2	⑤ 同じ月に入院欄の③と通院欄の③の記載がある場合は、その合計額を記載 ※3	⑥ 窓口支払額	⑦ 他公費負担医療の支払額									
			○○病院				210,000	63,000	63,000	○					57,600	0									
			○○病院				210,000	63,000	63,000	○					57,600	0									
R4/4/7			○○病院		○		100,000	30,000	30,000						30,000	0									
R4/4/8			□□薬局		○		20,000				6,000	6,000		36,000	6,000	0									
			□□薬局				112,000				33,600	39,600		69,600	33,600	0									
R4/5/3			○○病院		○		36,000				10,800	10,800			10,800	0									
		R4/5/3	□□薬局				112,000				33,600	44,400			33,600	0									
R4/5/25			○○病院		○	○	36,000				10,800	55,200			10,800	0									
		R4/5/25	□□薬局				112,000				33,600	88,800	○		33,600	0									

P. 18に詳述

P. 19に詳述

P. 20に詳述

P. 21、P. 22に詳述

医療記録票の記載例⑤（通院の記載例）

保険薬局向け

通院1回目〔外来診療〕

医療機関で記載

(参考)

A欄	高額療養費 算定基準額	①入院	57,600	②多数回該当の場合	44,400	③外来	57,600															
B欄	R3年				R4年				R5年													
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
			○入		○入				○入+外													

患者が窓口で支払った額を記載します。

医療実績記載欄 (◇は医療機関記載欄、◆は保険薬局記載欄)				入院【現物給付(原則)】				通院(保険薬局含む)【償還払い】				負担医療の支払額			
入院・通院日	退院日	調剤日	医療機関名、保険薬局名	分子標的薬等に係る治療の場合○印	特記事項がある場合○印	① 関係医療の医療費総額(10割分)	② 関係医療の自己負担額(3割等)	③ 月間累計(②の月間累計)	④ ※1	② 関係医療の自己負担額(3割等)	③ 月間累計(②の月間累計)	④ ※2	⑤ 同じ月に入院欄の③と通院欄の③の記載がある場合は、その合計額を記載 ※3	⑥ 窓口支払額	負担医療の支払額
R3/10/5	R3/10/25		〇〇病院			210,000	63,000	63,000	○					57,600	0
R3/12/2	R3/12/30		〇〇病院			210,000	63,000	63,000	○					57,600	0
R4/4/3	R4/4/7		〇〇病院	○		100,000	30,000	30,000						30,000	0
R4/4/8		R4/4/8	〇〇病院	○		20,000				6,000	6,000		36,000	6,000	0
		R4/4/8	□□薬局			112,000				33,600	39,600		69,600	33,600	0
R4/5/3			〇〇病院	○		36,000				10,800	10,800			10,800	0

通院医療の場合、黄色部分が記載の対象欄となります。

分子標的薬に係る通院の場合、医療機関において○印を記載してください。
 ・会計担当者が記載する場合は、医師に確認する、処方箋に記載されている分子標的薬の処方の有無により確認する等により対応してください。

上記の例の場合、5月分の通院医療費10,800円がA欄②外来の基準額57,600円未満であり、この時点では、カウントの対象となりません。

医療記録票の記載例⑤（通院の記載例）

保険薬局向け

通院1回目〔保険薬局〕

保険薬局で記載

A欄	高額療養費 算定基準額	①入院	57,600	②多数回該当の場合	44,400	③外来	57,600
----	----------------	-----	--------	-----------	--------	-----	--------

B欄	R3年					R4年												R5年				
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
			○入		○入				○入+外													

患者が窓口で支払った額を記載します。

医療実績記載欄（◇は医療機関記載欄、◆は保険薬局記載欄）				入院【現物給付（原則）】				通院（保険薬局含む）【償還払い】				同日医療の 負担額の 金額			
◇	◇	◆	◆◆	◇	◇	◆◆	◆	◆	◆	◆◆	◆◆		◆◆	◆◆	
入院・ 通院日	退院日	調剤日	医療機関名、保険薬局名	分子標的 薬等に係 る治療の 場合○印	特記事項 がある 場合○印	① 関係医療の 医療費総額 （10割分）	② 関係医療の 自己負担額 （3割等）	③ 月間累計 （②の月間累計）	④ ※1	② 関係医療の 自己負担額 （3割等）	③ 月間累計 （②の月間累計）	④ ※2	⑤ 同じ月に入院欄の① と通院欄の③の記載 がある場合は、その 合計額を記載 ※3	⑥ 窓口支払額	
R3/10/5	R3/10/25		○○病院			210,000	63,000	63,000	○					57,600	0
R3/12/2	R3/12/30		○○病院			210,000	63,000	63,000	○					57,600	0
R4/4/3	R4/4/7		○○病院	○		100,000	30,000	30,000						30,000	0
R4/4/8			○○病院	○		20,000				6,000	6,000		36,000	6,000	0
		R4/4/8	□□薬局			112,000				33,600	39,600		69,600	33,600	0
R4/5/3			○○病院	○		36,000				10,800	10,800			10,800	0
		R4/5/3	□□薬局			112,000				33,600	44,400			33,600	0

保険薬局では◆の部分、この図ではオレンジ色部分が記載の対象欄となります。

上記の例の場合、5月分の通院医療費10,800円と調剤関係費用33,600円の合計44,400円がA欄②外来の基準額57,600円未満であり、この時点では、カウントの対象となりません。

医療記録票の記載例⑤（通院の記載例）

保険薬局向け

通院2回目〔外来診療〕

医療機関で記載

(参考)

患者が窓口で支払った額を記載します。

A欄	高額療養費 算定基準額	①入院	57,600	②多数回該当の場合	44,400	③外来	57,600
----	----------------	-----	--------	-----------	--------	-----	--------

B欄	R3年					R4年												R4年				
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
			○入		○入				○入+外													

医療実績記載欄（◇は医療機関記載欄、◆は保険薬局記載欄）

◇	◇	◆	◇◆	◇	◇	◆◆	入院【現物給付（原則）】				通院（保険薬局含む）【償還払い】				◇◆	◇◆	◇◆
							◇	◇	◇	◇	◇◆	◇◆	◇◆	◇◆			
入院・ 通院日	退院日	調剤日	医療機関名、保険薬局名	分子標的薬等に係る治療の場合○印	特記事項がある場合○印	① 関係医療の医療費総額（10割分）	② 関係医療の自己負担額（3割等）	③ 月間累計 （②の月間累計）	④ ※1	② 関係医療の自己負担額（3割等）	③ 月間累計 （②の月間累計）	④ ※2	⑤ 同じ月に入院欄の④と通院欄の③の記載がある場合は、その合計額を記載※3	⑥ 窓口支払額	⑦ 自己負担額の支払額		
R3/10/5	R3/10/25		〇〇病院			210,000	63,000	63,000	○						57,600	0	
R3/12/2	R3/12/30		〇〇病院			210,000	63,000	63,000	○						57,600	0	
R4/4/3	R4/4/7		〇〇病院	○		100,000	30,000	30,000							30,000	0	
R4/4/8		R4/4/8	〇〇病院	○		20,000				6,000	6,000		36,000	6,000	0	0	
		R4/4/8	□□薬局			112,000				33,600	39,600		69,600	33,600	0	0	
R4/5/3			〇〇病院	○		36,000				10,800	10,800			10,800	0	0	
		R4/5/3	□□薬局			112,000				33,600	44,400			33,600	0	0	
R4/5/25			〇〇病院	○	○	36,000				10,800	55,200			10,800	0	0	

通院医療の場合、黄色部分が記載の対象欄となります。

分子標的薬に係る通院の場合、医療機関において○印を記載してください。

- ・会計担当者が記載する場合は、医師に確認する、処方箋に記載されている分子標的薬の処方の有無により確認する等により対応してください。

肝がんの治療を行う上で無関係と医師が判断する医薬品を1枚の処方箋で同時に処方するような場合には「特記事項がある場合○印」の欄内に○印を付けてください。

- ・このような場合には、処方箋に本事業の対象外の医薬品にマーカーを付ける等により、対象外の医薬品が分かるようにしていただき「マーカー部分が対象外」と記載する等、どのように区分したかが分かるようなコメントを処方箋の裏面等に記載してください。

上記の例の場合、5月分の通院医療費10,800円×2（21,600円）と調剤関係費用33,600円の合計55,200円がA欄②外来の基準額57,600円未満であり、この時点では、カウントの対象となりません。

通院2回目〔保険薬局〕

保険薬局で記載

医療実績記載欄（◇は医療機関記載欄、◆は保険薬局記載欄）

◇	◇	◆	◇◆	◇	◇	◆◆	入院【現物給付（原則）】			通院（保険薬局含む）【償還払い】			◇◆	◇◆	◇
							②	③	④ ※1	②	③	④ ※2			
入院・通院日	退院日	調剤日	医療機関名、保険薬局名	分子標的薬等に係る治療の場合○印	特記事項がある場合○印	① 関係医療の医療費総額（10割分）	② 関係医療の自己負担額（3割等）	③ 月間累計（②の月間累計）	④ ※1	② 関係医療の自己負担額（3割等）	③ 月間累計（②の月間累計）	④ ※2	⑤ 同じ月に入院欄の③と通院欄の③の記載がある場合は、その合計額を記載 ※3	⑥ 窓口支払額	他公費負担医療の支払額
R4/5/3		R4/5/3	○〇病院 □□薬局	○		36,000 112,000				10,800 33,600	10,800 44,400			10,800 33,600	0 0
R4/5/25			○〇病院	○	○	36,000				10,800	55,200			10,800	0
		R4/5/25	□□薬局			112,000				33,600	88,800	○		33,600	0

処方箋
(この処方箋は、どの保険薬局でも有効です。)

公費負担者番号 保険者番号

公費負担医療の受給者番号 被保険者証・被保険者手帳の記号・番号

患者氏名 生年月日 性別 電話番号 保険医氏名

区分 被保険者 被扶養者 都道府県番号 点数表番号 診療科目

交付年月日 令和 年 月 日

記載イメージ

処方 変更不可 レンビマカプセル（〇〇mg） 2錠 1日1回 〇食後 14日分

処方 リウマトレックスカプセル（〇〇mg） 2錠 1日1回 〇食後 〇日分

備考 マーカー部分が対象外

対象外の医薬品

調剤済年月日 令和 年 月 日 公費負担者番号

保険薬局の所在 給薬する 保険薬局の氏名 公費負担医療の受給者番号

備考 1. 「処方」欄には、薬名、分量、用法及び用量を記載すること。
2. この用紙は、A列の券を標準とする。
3. 療養の給付及び公費負担に関する資料の請求に関する場合（昭和11年厚生省令第30号）第1条の公費負担医療については、「保険医氏名」とあるのは「公費負担医療の担当医療機関」と、「保険医氏名」とあるのは「公費負担医療の担当氏名」と読み替えるものとする。

- 肝がんの治療を行う上で無関係と医師が判断する医薬品を1枚の処方箋で同時に処方するような場合には医療機関内において医療記録票の「特記事項がある場合○印」の欄内に○印が付けられます。
- このような場合には、処方箋に本事業の対象外の医薬品にマーカーを付ける等により、対象外の医薬品が分かるようにし、「マーカー部分が対象外」と記載する等、どのように区分したかが分かるようなコメントを処方箋の裏面等に記載するよう医療機関にお願いしています。

- 処方箋に肝がんの治療を行う上で無関係と医師が判断する医薬品が含まれている旨のコメントが記載されている場合は、当該医薬品に係る薬剤費を除いた金額を記載してください。
※例えば、抗リウマチ薬が対象外の医薬品として記載されている場合は、抗リウマチ薬の薬剤費を除いた額を記載してください。

B型・C型肝炎ウイルスが原因の「肝がん」や「重度肝硬変」の医療費は、治療3月目から助成が受けられます。

(主な要件は以下のとおりです。詳細は都道府県に御確認ください。)

○助成対象となる主な要件

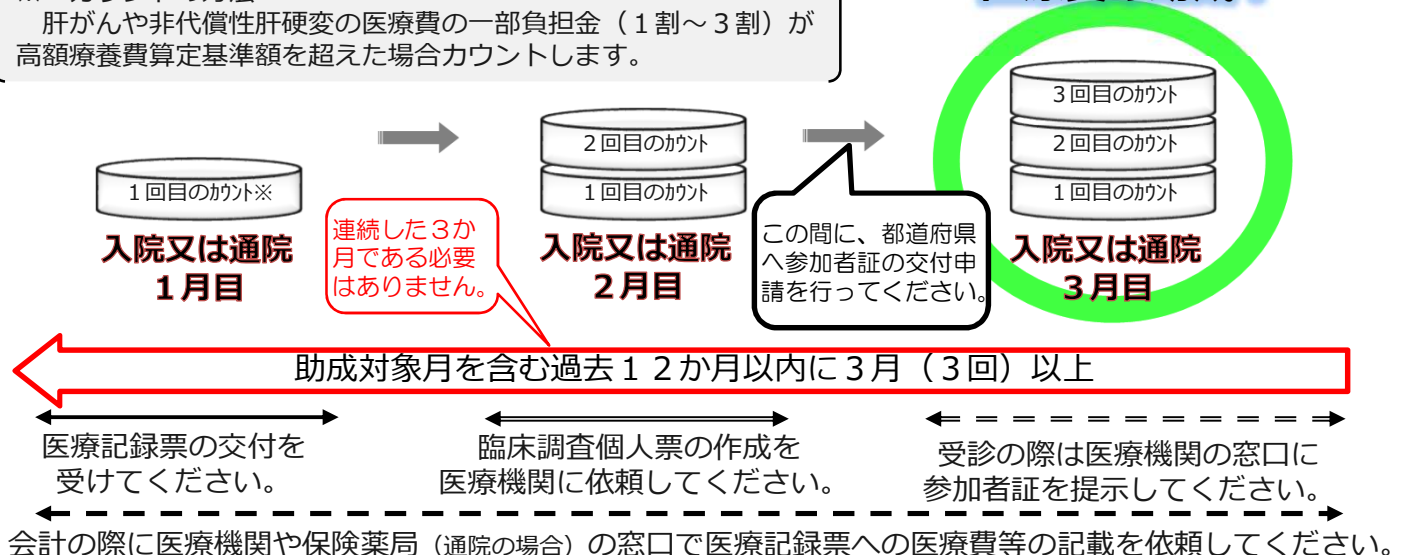
- B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん・重度肝硬変と診断されている。
- 年収約370万円以下である。
- 肝がん・重度肝硬変の入院治療又は肝がんの通院治療（分子標的薬を用いた化学療法※に限る）を受けている。 ※「肝動注化学療法」を含む。
- 上記の治療に係る医療費について、高額療養費算定基準額（高療）を超えた月が助成月を含め過去1年間で3月以上ある。

○高療を超える3月日以降の医療費について、患者さんの自己負担額が1万円となるよう助成します。

※ カウントの方法

肝がんや非代償性肝硬変の医療費の一部負担金（1割～3割）が高額療養費算定基準額を超えた場合カウントします。

医療費の助成！

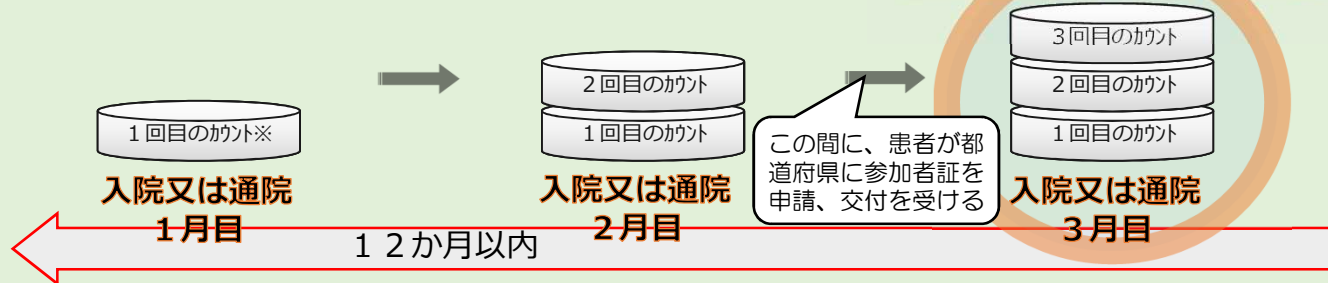


通院に係る医療費の助成を受けるには都道府県への償還請求が必要です。

医療費の助成方法	入院の場合	<p>窓口の自己負担額が1万円となります。</p> <p>※参加者証を窓口に表示できない場合は、一部負担金（3割等の金額）を支払い、後日、助成額の償還請求を参加者証の交付を受けた都道府県に対して行ってください。</p>
	通院の場合	<p>償還払いで自己負担額が1万円となります。</p> <p>窓口では一部負担金（3割等の金額）を支払い、後日、助成額の償還請求を参加者証の交付を受けた都道府県に対して行ってください。</p> <p>償還請求の方法は裏面を御確認ください。</p>

見直し後

医療費の助成が可能！



※1：入院の場合で参加者証の提示がないときは、患者は窓口で一部負担金（3割等の金額）を支払い、後日、都道府県に償還払いの請求を行う。

※2：通院の場合は、患者は窓口で一部負担金（3割等の金額）を支払い、後日、都道府県に償還払いの請求を行う。

<医療機関において行われること>

- ① 都道府県が作成したリーフレットを患者に配布し、事業を紹介
- ② 医療記録票を患者に交付
- ③ 医療記録票に、カウントされた月・助成対象の月の医療費等について記載（退院時、通院時又は月末）
- ④ 臨床調査個人票を記載して患者に交付

- ・参加者証の確認（入院及び通院時）
- ・入院の場合、患者は窓口で1万円を支払う。※1
- ・通院の場合、患者は窓口で一部負担金（3割等の金額）を支払う。※2

<保険薬局に対応いただくこと>

- 医療記録票の記載（調剤時）
 - ・「分子標的薬を用いた化学療法」に係る薬剤費、窓口支払額等

助成の可否は、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に係る1か月間の全ての医療機関等の医療費の合計額が高額療養費の限度額を超えるかどうかで判断しますので、対象となる医療費（注）については、患者負担が21,000円未満であっても全て記載してください。

（注）分子標的薬に係る外来医療の際に処方される医薬品は、医療記録票の特記事項欄（本事業の対象外と医師が判断する医薬品は処方箋等に明記されます。）に○印がない限り、本事業の対象となります。

- 窓口で一部負担金（3割等の金額）を徴収（これまでどおり）

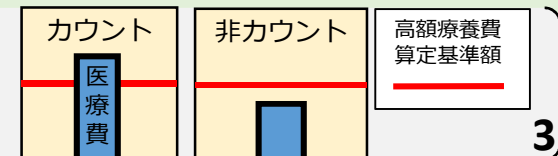
通院の場合は、患者は窓口で一部負担金（3割等の金額）を支払い、後日、都道府県に償還払いの請求を行います。

- 都道府県が作成した償還請求手続きに係るリーフレット等を患者に配布
- 医療記録票を患者に交付（患者が所持していない場合）

- 参加者証の確認（入院及び通院時）
- 月数の助成要件（3回）等を満たし、助成の対象となった場合は、都道府県に償還払いの請求をすれば助成が受けられる旨を患者へ案内。

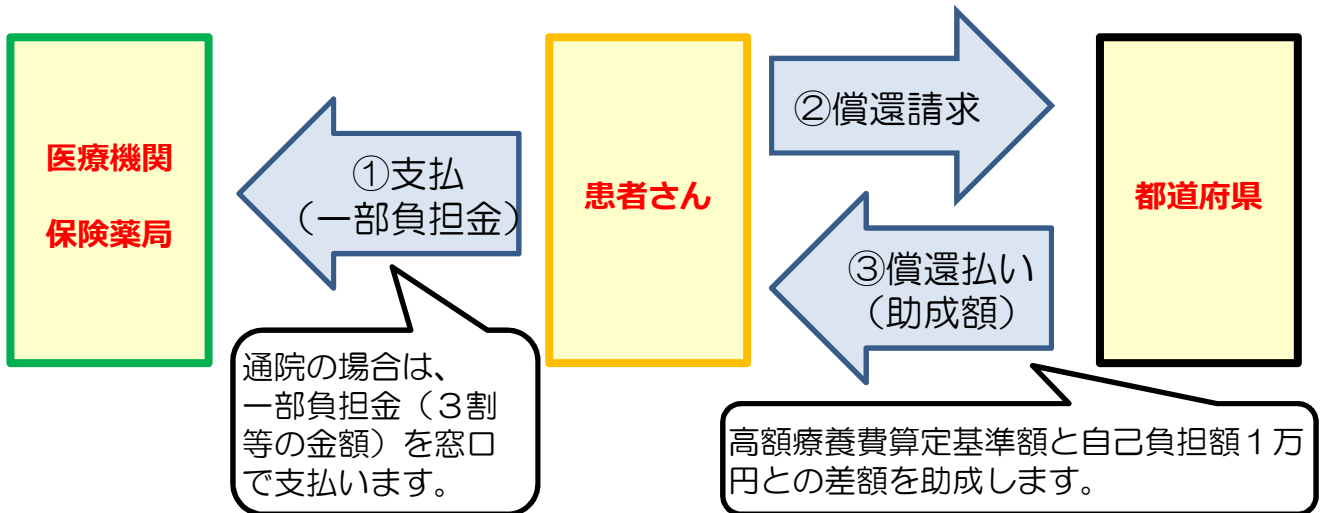
※ 月数のカウント方法

肝がんや重度肝硬変の医療費の自己負担額（1割～3割）が高額療養費の限度額を超えた月数。
 ⑤ カウントできる期間は、その月を含む過去12月以内。その月を含む過去12月以内であれば、**連続してなくても可。**



「償還請求」の手続き

● 償還請求に係る流れ



● 償還請求時に提出する書類

- 医療費償還払い請求書 (別紙様式例7)
- 請求者の氏名が記載された被保険者証、高齢受給者証又は後期高齢者医療被保険者証の写し
- 請求者の参加者証の写し
- 医療記録票の写し
- 償還請求の対象月において受診した全ての医療機関、保険薬局が発行した領収書
- (その他、都道府県知事が申請内容の審査に必要と認める書類：各都道府県で追記)

● 提出先

請求者が居住する都道府県の担当課